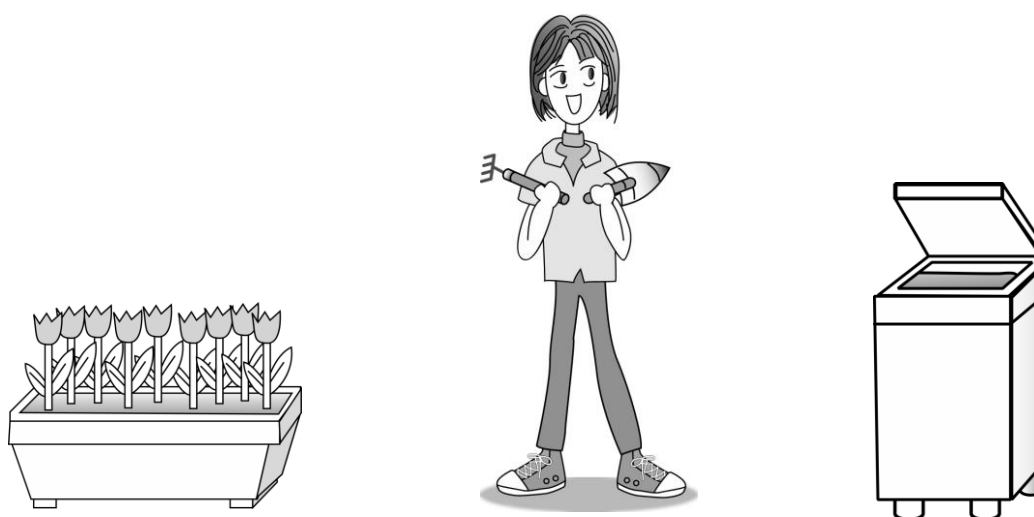


電動式生ごみ処理機の購入に 補助金を交付します！

八戸市では電動式の生ごみ処理機を購入する市民に補助金を交付します。補助金の交付を受けるには、購入前に市への申請が必要で、また、指定販売店（別添に記載）から購入することが条件となります。

補助金の交付を希望される場合は、この説明書に添付されている申請書によりお申し込みください。（詳しくは4ページをご覧ください）



電動式生ごみ処理機は、電気を動力源や熱源として、生ごみを分解・乾燥させ、生ごみの資源化・減量化を図るものです。

募集期間：2019年4月1日（月）～2020年1月31日（金）

募集台数：15台程度

※先着順で受付し、予算額に達した時点で終了します。

- 注意…
1. 購入後の申請や、指定販売店以外からの購入の場合は、補助の対象となりません。
 2. 補助決定通知書の第三者への譲渡は無効です。

問合せ先：〒031-0801 八戸市江陽三丁目1-111 （下水道事務所3階）

八戸市 環境部 環境政策課

電話 43-9362 （直通）

電動式生ごみ処理機とは？


1. 電動式生ごみ処理機による効果

燃やせるごみのうち約3分の1は生ごみです。これを分解・乾燥させることにより、燃やせるごみを従来よりも少なくできます。処理機により、生ごみは7分の1～10分の1に減量・減容するといわれています。また、家庭内で保管する生ごみが無くなることにより、悪臭などに悩むことが無くなります。

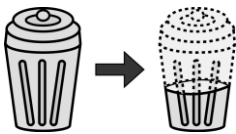
《効果》




1) 集積所での悪臭、汚水が無くなります



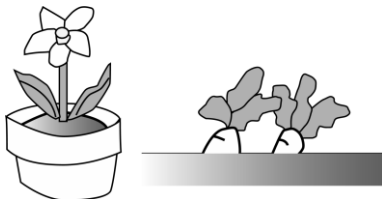
2) 燃やせるごみを集積所まで運ぶ労力が軽減できます



3) 「燃やせるごみ」の排出回数を減らすことができます



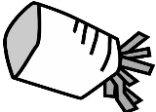




4) 台所での悪臭、汚水が無くなります



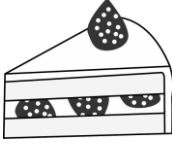
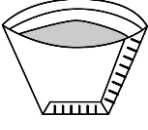


5) 堆肥化された生ごみを家庭菜園、ガーデニングなど活用できます
※堆肥にするには2次処理が必要な場合があります。

2. 処理できるもの

野菜・肉・魚・果物・パンなど食材・調理物が処理できます。

		 ※骨や皮も		
野菜	肉	魚	果物	パン

			
米、穀物	卵の殻	菓子	コーヒーかす

その他、鶏の骨、エビやカニの殻なども処理できます。

3. 処理できないもの

貝殻、大きな骨、硬い種、プラスチック、紙、木片など。

4. 主にバイオ式と乾燥式の2種類があります

《バイオ式》 微生物の働きによって、水と炭酸ガスに分解され、その残りカスは堆肥として利用可能です。なお、数カ月一度、副資材（チップ、おがくずなど）を交換する必要があります。

《乾燥式》 温風等で加熱することにより水分を蒸発させ、減容化を図ります。数時間での処理が可能で、定期的な消耗品の交換が必要ありません。

5. 設置の条件

屋内、屋外型を問わず電源が必要になります。

屋外に設置するタイプは、雨のあたりにくく風通しのよい軒下やベランダに設置してください。（多少の雨には濡れても大丈夫です）

6. 維持費

全ての機種とも、電気による熱で生ごみを分解または乾燥させますので、電気料金がかかります。また、バイオ式は、定期的な副資材（バイオチップなど）が必要になります。詳細については、各指定販売店または各メーカーのホームページなどでご確認ください。

補助の内容

■要件：次の要件をすべて満たす人

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。ただし、事業所は除く。
- (2) 前年度以前の市税に滞納がないこと。
- (3) 市内において処理機を適切に維持管理できること。
- (4) 堆肥化された生成物又は減量化された生ごみを適正に処理できること。
- (5) 同一世帯に過去5年以内に市の処理機の購入費補助を受けた者がいないこと。

■対象機：家庭用の生ごみ処理機のうち、電気を動力源や熱源として生ごみを分解・乾燥させ、生ごみの資源化や減量化を図るもの。

■補助金額：購入価格の3分の1以内の額で、2万円を上限とします。
(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

■募集台数：15台程度（ただし、1世帯につき1台を限度）

補助を受けるには？

①市に申請書提出

この説明書に添付されている申請書・同意書に必要な事項を記載し、市内に住所を有していることが証明できる書類（免許証又は保険証等）の写しを添付して、市環境政策課まで郵送又は持参によりお申し込みください。（宛て先は表紙に記載）

②市から補助決定 通知書を送付

申請者が条件に当てはまる場合は、補助金交付決定通知書を送付します。※送付時期は、申請日からおおむね10日後を予定。

③指定販売店から 購入

補助金交付決定通知書に記載している購入期限までに指定販売店から補助金分を差し引いた価格で購入できます。（指定販売店は別添を御覧ください）

補助金交付決定通知書は、住所・氏名を記入の上、認印を押印し、指定販売店へ渡してください。（以降の補助金請求の手続きを販売店へ委任します。）